

## 2nd period

### プロフェッショナルオートノミーはどうあるべきか ～現場の歯科医師の想い～

私たち臨床家は自分を信頼してくれる患者の利益のために働き、その喜びを分かち合い、ときには満足な結果に至らなかったことを反省しながらもその結果から逃げずに患者とともに歩むのが使命です。

その為には最新の医療レベルを学ぶことを常に怠らず、その時点での最善の治療とは何であるのかを考え、その治療法のリスクを患者に提示し合意を得たうえで医療を提供するのが仕事です。

そしてこれらの中には、保険から何とか支払われるものもありますが、十分な医療に対しては支払われない場合も多いのが現状です。

このように相互の信頼に基づいた医療の実現のためには、経済的な欠乏から医療者側の診療に対する目が曇らされるようなことがあってはならず、また同じ理由からスタッフ・技工士などに対してもこのようなことが無いように注意を向け、責任を負う立場にあります。しかし同時に、華美になり金の奴隷になるようでは本末転倒であり、私たちはあくまで質素を旨とするよう自戒すべきと考えます。

また、私たち臨床家が理想の医療を行うためには、患者から信頼されていなければいけません。その為には私たちは日々の診療をするだけでは不十分で、私たちの同業者に何らかの至らなさがあつた場合は改善を促し、もしも患者に迷惑をかけたのならば仲裁するなどをして、業界に対する信頼を失うことの無いように努力をするべきです。これは現場を知らない官僚に任せるより、自分たち自身の手で出来ればそちらのほうがよりよい形を作れると思います。このようにして私たち自身、同業者の診療レベルの維持・向上のため何らかの責任を果たすことが何よりも重要であると考えます。

さらに業界としてのレベルの維持ということを考えると、歯科医師を必要以上に乱造し自然淘汰に任せている現状は、少なからざる患者に迷惑をかけ業界全体としての信頼を失墜させる可能性のあるものであり、解決しなければならない問題だと考えます。

同時に歯科医師は、自院のスタッフ・技工士などに対しても労働法規などを守るように努め、他業種に比べて私たちの業界の労働環境が劣悪と言われないようにしなければ良質なスタッフの確保が困難になり業界全体のレベルを下げることにつながり、それは結局患者さんに対する不利益となります。

以上が民主国家における自律的専門職業集団のあるべき姿だと思います。行政や司法による統制は本来これよりさらに外がわで、明らかな犯罪行為に限るのが本来のあるべき姿であり、そこには至らない程度の医療倫理的・技術的問題は自分たちで解決するのが本来の筋であると思います。

## ～歯科医療従事者の自律を促し患者に必要な情報と医療記録を提供する為に～

従来行われてきた情報提供は行政によって決められた内容に沿っての医療側の一方的な情報提供でした。

保険歯科医療における、いわゆる紙だしも領収書も医療側からみても内容に納得出来ない部分が多いものです。

患者さんにとって本当に必要な情報とは何なのでしょう。

必要な事がいかに説明され、どのような選択肢を示されたか。(選択肢の提示)

何故この方法を選択するに至ったか。(患者による選択)

それについてのメリット、デメリットは理解出来たか。(与えられた選択条件の正当性)

どんな薬品・材料を使用し、自分の体内には何が入っているのか。

(技工含む)(長期的視野からのリスク)現在の状態と治療後の状態を把握出来たか。

今後自身でやるべき事は何か・・・などが考えられます。

これは患者さんから提供されるべき情報についても同様です。

既往歴、家族歴、投薬情報など責任を持って正確に伝えられるべき

もので、それを怠る事で重大な結果を招く事があるとはっきり伝える必要があります。

つまり患者さん側にも自己の状態を完全に把握する必要性を認識していただくという事です。

それが出来なければ医療機関が変わったり医師が替わった場合、情報不足と成りかねません。

情報伝達の確実性確立と患者さん側の便宜の為に医療側は正しい

医療記録をつくり患者さんに提供していく事が必要と考えられます。

これこそが本当の医療記録(カルテ)であり使い方と言えるのではないのでしょうか?

また不幸にして事故や訴訟に至った際にも両者にとって有益な証拠となるでしょう。

将来、何かの原因で病気になった時も遡って究明する事も可能になります。

しかし現状では、これらを保険カルテに記載する事は出来ません。

保険に関わる事しか記入してはいけません。

(保険請求の為にカルテの意味合いが強い為です)

さらに保険外の治療に関しては別のカルテを作らなければなりません。

医療記録は一連の行為を上記の項目を含めて流れが解るように一つにまとめて

作成するべきではないのでしょうか?それをやりたくても出来ない現状があるのです。

このような医療記録の作成行為は、医療従事者の自律(自らを

律する意識)を多いに促すものとなるでしょう。

このような医療記録の作成には膨大な時間が掛かり診療をストップ

させて作成しなければなりません。

医療機関の機能をストップさせるのですから、其れなりの対価も必

要となります。医療記録作成料とでも言うべき費用は明確に医療行為と分離した方

が両者の意識向上に繋がると思われます。

オートミー(自律)は一方のみが行っても成立出来る

ものではありません。医療に関与する医療側、患者、支払い側、行政側など全ての人々が必要な物の認識を共有する必要があります。

この考え方は歯科だけでなく医療介護全般に広まるべきものと考えます。